

# 吹田市ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業補助金交付要領

## (目的)

第1条 子育て世帯から高齢者、障がいのある方をはじめ、誰もが安全・安心で快適に利用できる交通環境の整備を図るため、タクシー事業者が導入するユニバーサルデザインタクシーの車両本体に係る経費の一部を本市が補助することにより、ユニバーサルデザインタクシーの導入を推進し、バリアフリーの普及推進に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「タクシー事業者」とは、道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定事業者を除く。）を営業者をいう。
- (2) 「ユニバーサルデザインタクシー」とは、標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領に基づき国土交通大臣が認定したタクシー及び移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令第45条第1項に規定する車椅子等対応車をいう。
- (3) 「国補助事業」とは、国土交通省が実施する事業であつて、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱又はポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業補助金交付要綱の規定に基づく事業をいう。

## (補助対象車両)

第3条 補助金の交付対象は、ユニバーサルデザインタクシーのうち、自動車検査証の使用の本拠の位置が吹田市内の住所である車両（以下「補助対象車両」という。）とする。ただし、中古のものを除く。

## (補助対象事業者)

第4条 補助対象事業者は、補助対象車両を購入する事業者でタクシー事業者とする。

## (補助金の額)

第5条 補助金の額は、国補助事業による補助金の額に2分の1を乗じて得た額（30万円を上限とする。）とし、予算の範囲内において交付するものとする。

## (補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「補助事業者」という。）は、市長に対し、その定める期日までに、吹田市電子申込システムを利用することにより吹田市ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業補助金申請書（第1号様式）を提出しなければならない。ただし、当該申請をしようとする者が吹田市電子申込システムを利用することが困

難である場合にあっては、郵送により申請することができる。

2 前項の吹田市ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業補助金申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 見積書（消費税抜きの本体価格が明記されているもの）
- (2) 導入予定車両、ユニバーサルデザインタクシーに関する研修等の実施状況がわかる書類（第1号様式 別紙1、2）
- (3) 運転者2名以上（一人一車制個人タクシーの場合は1名）が第8条第1項第1号に定める研修の修了者又は資格を有している者であることを証する書類の写し
- (4) 国及び府の補助金交付決定通知書の写し又は国及び府の補助を受けることが確認できる書類
- (5) その他、市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定及び通知）

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、速やかに補助事業者に対し吹田市ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 市長は、補助金の不交付を決定したときは、吹田市ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

3 市長は、第一項又は第二項の規定による交付の決定をした補助事業者に係る情報のうち、当該事業者の名称等に関する情報を公表することがある。

（交付の条件）

第8条 市長は、前条第1項の補助金の交付の決定をする場合は、次の条件を付するものとする。

- (1) 第14条に定める実績報告の申請までに、以下のいずれかを満たす運転者を、補助対象車両1台につき2名以上（一人一車制個人タクシーの場合は1名）配置すること。
  - ア ユニバーサルドライバー研修推進実行委員会（一般財団法人全国福祉輸送サービス協会及び一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会）が推進する「ユニバーサルドライバー研修」の修了者
  - イ 「ケア輸送サービス従業者研修」又は「福祉タクシー乗務員研修」の修了者
  - ウ 介護福祉士、訪問介護員、サービス介助士のいずれかの資格を有している者
- (2) 国土交通省通達「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について」（平成30年11月8日付）に基づく研修を年2回以上実施していること。
- (3) 補助対象車両について本市の他の補助金の交付等を受けていないこと。
- (4) 補助対象車両を、クレジットカード・電子マネー・QRコード決済等のキャッシュレス決済に対応させること。
- (5) 補助対象車両を、ICTを活用したタクシー配車サービス（スマートフォンによるタクシー配車アプリ等）に対応させること。

(補助金の交付の申請の取り下げ)

第9条 補助金の交付の申請を取り下げようとする補助事業者は、第7条の規定による通知を受けた日から起算して10日以内に、吹田市ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業補助金交付申請取下書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(申請内容の変更)

第10条 補助事業者は、第6条第1項の申請の内容を変更する場合は、吹田市ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業補助金変更承認申請書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第6条第1項の申請の内容を中止する場合は、吹田市ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業補助金中止承認申請書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項又は第2項の規定による申請書の提出があったときは速やかに審査を行い、交付決定の変更又は中止の承認を行う場合は、吹田市ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業補助金変更・中止承認通知書(第7号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第11条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、吹田市ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書(第8号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、補助対象事業の遂行状況等について、市長から求めがあったときは、指定する期日までに吹田市ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業補助金遂行状況報告書(第9号様式)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助対象事業の完了した日の翌日から起算して30日以内又は市長が別に定める期日のいずれか早い日までに、吹田市ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業補助金実績報告書兼請求書(第10号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の吹田市ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業補助金実績報告書兼請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 吹田市以外の補助事業の補助金の交付の有無の内訳書(第10号様式 別紙)

(2) 補助対象車両の自動車検査証の写し(使用の本拠の位置が吹田市内であること)

- (3) 補助対象車両に係る請求書及び領収書等の写し
- (4) 運転者2名以上（一人一車制個人タクシーの場合は1名）が第8条第1号に定める研修の修了者又は資格を有している者であることを証する書類の写し（交付申請時に提出していない場合）
- (5) キャッシュレス決済及びICTを活用したタクシー配車サービスに対応していることを示す書類
- (6) その他、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定通知及び交付）

第14条 市長は、前条第1項及び第2項による報告があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、速やかに吹田市ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業補助金額確定通知書（第11号様式）により補助事業者に対し通知するとともに、速やかに当該補助金を交付するものとする。

（交付の決定の取消し）

第15条 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。
- 3 市長は、前2項の規定による取消しを決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を吹田市ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業補助金交付決定取消通知書（第12号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の経理）

第16条 補助事業者は、補助対象事業に係る収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、かつこれらの補助対象事業に関する書類を、補助対象事業が完了した日（補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（取得財産等の管理及び処分の制限）

第17条 補助事業者は、導入した補助対象車両についての台帳を設け、その保管状況を明らかにするとともに、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って運用しなければならない。

- 2 導入した補助対象車両を交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換又は貸し付けしようとするときは、あらかじめ市長に報告するものとする。
- 3 補助事業者は、補助対象車両の納車日から起算して5年経過以前に取得財産等を処分しようとするときは、吹田市ユニバーサルデザインタクシー処分承認申請書（第13号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 市長は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち前項の処分時か

ら財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助事業者に利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を市に納付させることができる。

(調査等)

第 18 条 市長は、本事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、本事業に関する調査等を実施することとし、補助事業者はその調査等に応じなければならない。

附 則

1 この交付要領は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。